

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく

一般事業主行動計画

株式会社 橋本店

2019年7月作成

株式会社橋本店 行動計画

女性が活躍できる雇用の環境整備を行うため、次のような行動計画を定める。

1. 計画期間 令和元年7月1日～令和3年6月30日

2. 当社の課題

- (1) 女性の技術者の人数が少ない。また採用活動を実施しても女性の応募者がほとんどない。
- (2) 女性従業員の大半が内勤者（事務職）であり、現場（技術職）への女性社員の配置が少なく偏りがある
- (3) 男性従業員に比べ、女性従業員の継続勤務年数が少ない

3. 目標及び取組み内容と実施時期

目標1：女性技術職員を、毎年1名以上採用する

<目標達成への取組>

- 令和元年 10月～
自社採用ホームページで、女性技術職員の活躍を紹介する。
- 令和2年 2月～
現場見学会（インターンシップ）を年2回以上実施し、仕事内容や働き方について、理解を深めてもらう。
- 令和2年 3月～
就職説明会などで女性社員の在籍状況や今後の方針を説明し、女性も活躍できることをPRする。

目標2：女性社員が継続的に働けるような環境づくり

<目標達成への取組>

- 令和元年 10月～
育休取得の実績を増やし、利用しやすい雰囲気をつくるため、男性社員も含め予定者に取得を勧める。
- 令和元年 11月～
現場配属の技術職員とその上長を中心にヒアリングを実施し、問題点があれば改善の施策を行う。

- 令和元年 12月～
育児や介護のために利用できる社内制度をまとめた資料を作成し、イントラネットに掲示し、利用促進を図る。
- 令和2年 5月～
社員旅行など、社員の懇親が深まる社内行事を年1回以上実施し、女性同士が相談しやすい環境をつくる。